

7月からの町の各種健診を実施します



健診は健康づくりの第一歩です

■町の健診で自分の身体の状態をチェックしてみませんか

健診は、自分では気付くことのできない身体の状態を確認することができ、大切な機会です。毎年受診することで自分の健康状態の変化を確認できるなど、健診にはたくさんの「メリット」があります。

町では、7月から町総合保健福祉センターで、特定健診、若者健診、後期高齢者健診などの各種健診を実施します。

町の健診では、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者の受診費用を町が一部負担します。

個人負担も少なく、済む町の健診をぜひご利用ください。

■町が実施する健診について

●特定健診・若者健診

▼実施期間

7月6日（土）～7月12日（金）

▼対象者

本町の国民健康保険に加入している20～74歳までの人

▼個人負担金

1,000円

▼健診内容

体格検査、血液検査、尿検査、血圧測定、心電図検査、医師の診察など

●後期高齢者健診

▼実施期間

8月16日（金）～8月18日（日）

▼対象者

75歳以上の人および一定の障害がある65歳以上の後期高齢者医療被保険者

▼個人負担金

800円

▼健診内容

体格検査、血液検査、尿検査、血圧測定、心電図検査、医師の診察など

※各種健診と併せて「がん検診」も実施しますが、検査の種類により対象年齢と個人負担金が異なります。

■はつらつりハビリ教室を開催しています

町では、『はつらつりハビリ教室』（通所型サービスク事業）を開催しています。この教室は、住み慣れた地域でいきいきと自分らしい暮らしを続け、要介護状態にならないように、自身の体の状態を改善するために開催しています。最近、足腰が弱くなってきたという方などにおすすめの教室です。

▼開催日時

毎週水曜日

午前9時30分～午前11時30分

▼会場・場所

町総合保健福祉センター「鮎緑」

▼内多目的ホール

▼対象者

65歳以上の方で、

・要支援1・2の介護認定を受けている方

・基本チェックリスト該当者

※基本チェックリストとは、介護予防の支援が必要かどうかを調べるための質問票（全国統一様式）のことです。

▼定員

定員30名

▼申し込み期間または期限

随時受付中

▼費用

1回300円

▼内容

・リハビリテーション専門職が、自宅でできる筋力トレーニングや体操などの指導を行います。
 ・口腔に関することや栄養に関することの講義、指導も月に1回行います。
 ・教室へは16回参加していただき、教室卒業となりますが、自宅でできるトレーニングなどを学べるため、参加者に好評です。

▼特記事項

交通手段がない方または来所困難な方は、送迎もあります。

▼お申込み・お問い合わせ先

教室への参加申込みや詳しい内容などについては、町総合保健福祉センターまで、お問い合わせください。

はつらつりハビリ教室に参加しませんか



教室に参加して自身の体を改善しましょう

新たに新へ世帯へ課税を非課税に



詳しくは住民生活課へお尋ねください

■平成30年度住民税非課税世帯へ新たに義援金を配分

県義援金配分委員会では、住民税非課税世帯を対象に、新たな義援金の配分を決定しました。

●新たな配分の対象

平成28年熊本地震により被害を受けた住家が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けている世帯または解体世帯として被災者生活再建支援金の支給を受けられた世帯のうち、平成30年度住民税が非課税である世帯が新たな義援金の配分対象となります。

ただし、住民税課税世帯の扶養親族等のみで構成される世帯（高齢者または障がい者が含まれる世帯は除く）は対象となりません。

※配分の対象となる世帯は、り災証明書上での世帯をいいます。

※扶養親族等とは、地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

●新たな配分基準額

・被害を受けた住家が「全壊」判定を受けた世帯または解体世帯20万円

・被害を受けた住家が「大規模半壊」「半壊」判定を受けた世帯10万円

●申請受付について

対象世帯は、申請が必要です。これまでの義援金配分の申請が済んでいる場合でも新たに申請が必要です。

▼申請期限

令和2年3月31日（火）（土・日曜日および祝日を除く）

▼受付場所

町住民生活課窓口

※申請に必要なものなどの詳細は、お問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課
☎096・234・1113
(内線105)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線105)

■資源ごみの回収品目が一部変更になりました

町では、一般家庭から出るごみを細分類化することにより、ごみ減量化に取り組んでいます。

平成31年4月から一部の回収品目において次の通り変更になりました。

●NTT電話帳

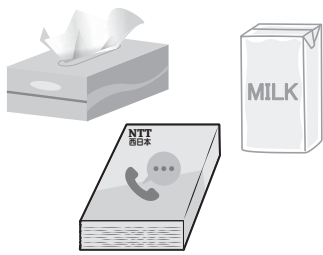
4月より「本・雑誌」として回収を行っています。

ビニール袋などで電話帳が包装されている場合は、袋から出して他の本や雑誌などと一緒にひもで結束して出してください。

●紙パック

これまでは500ミリ以上の牛

資源ごみの回収



詳しくは環境衛生課へお尋ねください

乳パックに限って回収していましたが、4月より200ミリ以上の紙パック（牛乳・ジュース・清涼飲料水・酒類）であれば「紙パック類」として回収の対象となります。

これまで通り、洗浄したものを開き、プラスチック製の注ぎ口は取り除いてください。内側がアルミ加工された紙パックも回収します。

●紙製品

紙袋にまとめて入れてあるものも4月より回収の対象となりました。ティッシュや菓子などの空箱は開いて紐で縛るか、紙袋にまとめて「紙製品」として出してください。

「ダンボール」とは分別が必要ですのでご注意ください。

■ごみ出し時の注意点

雨天時には「本・雑誌」「紙パック類」「紙製品」「食品トレイ」「新聞・チラシ」「ダンボール」「古着」は回収しません。

詳しくは、町環境衛生課へお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町環境衛生課
☎096・234・1169

町環境衛生課 ☎096-234-1169